

亀山市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第14号

亀山市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市火災予防条例施行規則（平成17年亀山市規則第120号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後				改正前							
(標識等の表示)				(標識等の表示)							
第2条 条例第17条第1項第7号（条例第12条の2第1項及び第3項、第17条の2第2項、第18条第2項並びに第19条第2項において準用する場合を含む。） <u>、第23条第3号、第32条第2項及び第3項第2号</u> 、第41条第2項第1号（条例第50条第3項において準用する場合を含む。） <u>、第51条第2項第1号及び第59条第4号</u> （条例第62条において準用する場合を含む。）に規定する標識又は表示板は、別表に定めるとおりとする。				第2条 条例第17条第1項第7号（条例第12条の2第1項及び第3項、第17条の2第2項、第18条第2項並びに第19条第2項において準用する場合を含む。） <u>、第23条第3号、第32条第2項及び第4項第2号</u> 、第41条第2項第1号（条例第50条第3項において準用する場合を含む。） <u>、第51条第2項第1号及び第59条第4号</u> （条例第62条において準用する場合を含む。）に規定する標識又は表示板は、別表に定めるとおりとする。							
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）							
標識及び表示板の表示方法				標識及び表示板の表示方法							
根拠規	表示方	寸法		色		根拠規	表示方	寸法		色	
定	法	幅	長さ	地	文字	定	法	幅	長さ	地	文字

		(センチ メート ル)	(センチ メート ル)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
条例第 32条 第3項 第2号	「喫煙 所」	30以上	10以上	白	黒
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考	[略]				

		(センチ メート ル)	(センチ メート ル)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
条例第 32条 第4項 第2号	「喫煙 所」	30以上	10以上	白	黒
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考	[略]				

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。